

感染症の予防について

岡山県立岡山御津高等学校

○学校は、多くの子どもたちの集団活動の場であり、学校教育が円滑に実施され成果をあげるためには、学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防もその一つであり、保護者の方にぜひ正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○校長は、生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、又はかかるおそれのあるときは、出席を停止させることができるようになっています。

(学校保健安全法第19条)

○学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、腸チフスおよびパラチフス・コレラ・細菌性赤痢
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、 結核
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、伝染性腺化疹など）

※出席停止の期間は、感染症の種類に応じて、だいたい基準が決められておりますが、病状は個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて、元気になって登校するようご注意ください。なお、感染を防止するために、出席停止の期間中は、友達との接触を避けてください。

出席停止の期間中は、欠席扱いになりませんから療養に専念してください。

なお、感染症が治って登校するときは、医師の診断を受けて「治癒証明書」を学校へ提出してください。

平成 年 月 日

主治医 殿

下記の生徒より、学校保健安全法第19条に規定されている学校感染症に罹患しているとの届出がありました。

つきましては、治療後、病名・出席停止期間の記入をよろしくお願いいたします。

.....

証 明 書

岡山県立岡山御津高等学校

年 組 番

氏名

生年月日 平成 年 月 日

病 名 :

出席停止期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の病名により治療したので 月 日から登校は可能です。

平成 年 月 日

医療機関

医師 氏名 印